

第 5 回駿河湾港アクションプラン検討部会における修正案

(126 ページ)

【対応 V】 相互補完により各港の危機管理を行う駿河湾港

事故や災害等の発生時に、駿河湾港として早期の貨物の取扱が可能となるよう、ハード・ソフト両面からの補完関係を構築する。

(1) 具体的な施策の方向性

各港における情報連携と行動計画の策定により 3 港の連携体制の検討を進める。

また、大規模災害や事故等への対策については、危機管理部をはじめ関係機関等との緊密な連携により対応する。特に、疾病対策など、国家レベルの水際対策が必要とされる場合は、国の対策本部の要請に基づいて、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。

なお、近い将来発生が予測されている東海地震等については、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震による被害と対応についての検証に基づき、今後大規模・広域災害に備えるための方策を検討していく。

(2) 今後の進め方

【短期的に取り組むべき施策】

① 故障・事故

【事前の対応】

ア) 各港の施設の利用状況のデータベース化、関係者を含めた対応マニュアル（行動計画、連絡・協力体制等）の確立・維持及び共通化

イ) 復旧に必要な予備品の備蓄及び流通備蓄の検討

ウ) 事故調査委員会（仮称）の常設化

【事後の対応】

ア) 情報収集・関係者間の情報共有

イ) 応急対策の実施

ウ) 故障・事故の原因の究明、対策（再発防止策、復旧計画等）の検討・実施

② 疫病・病原菌

【事前の対応】

ア) 関係者間の連絡体制及び協力体制の確立・維持

【事後の対応】

ア) 水際対策等感染防止策の実施

イ) 感染拡大防止対策の実施

③ 高潮・台風

【事前の対応】

ア) 港湾・海岸施設の防災機能強化

イ) 高潮・台風時の対応策の充実

【事後の対応】

- ア) 情報収集・関係者間の情報共有
- イ) 応急対策の実施
- ウ) 復旧計画の策定・実施

④ 地震・津波

【事前の対応】

- ア) 港湾・海岸施設の耐震機能強化
- イ) 地震・津波発生時の対応策の充実（減災対策の実施、マニュアルの作成等）
- ウ) 復旧に必要な予備品の備蓄及び流通備蓄の検討

【事後の対応】

- ア) 被害防止・軽減のための対策の実施
- イ) 情報収集・関係者間の情報共有
- ウ) 緊急輸送ルートの確保（応急対策の実施）
- エ) 港湾機能の早期回復

⑤ 有事（テロ対策）

事前の対応

- ア) 保安対策の実施
- イ) 保安規程の履行

事後の対応

- ア) 緊急事態への対処
- イ) 静岡県国民保護計画等に基づく対応
- ウ) 港湾機能の早期回復

⑥ 港湾 BCP の策定

- ア) 関係者の体制整備による BCP の実効性の確保
- イ) 清水港、田子の浦港、御前崎港の港湾 BCP の策定

【短・中期的に取り組むべき施策】

- ① 清水港、田子の浦港、御前崎港 3 港連携した BCP の策定
 - ア) 様々な災害規模に応じた対策の整理
 - イ) 駿河湾港の B C P の策定

【中・長期的に取り組むべき施策】

- ① 巨大災害を想定した港湾施設の防護対策の更なる充実

(3) 短期的な取り組みの方向性

① 故障・事故への対応

- 港湾施設の故障（荷役機械、電気施設等の故障、管理施設、上屋等の機能障害等）
- 入港船舶の故障

- 港湾施設の事故（岸壁の損傷、荷役機械の逸走・衝突）
- 港内の火災、車両事故（衝突、火災）
- 船舶の事故（座礁、衝突、沈没、火災）

【事前の対応】

ア) 各港の施設の利用状況のデータベース化、関係者を含めた対応マニュアル（行動計画、連絡・協力体制等）の確立・維持及び共通化

- ・港湾管理者は、施設の利用状況をデータベース化し、事故・故障の際に速やかに状況を把握・発信できる体制を整える。
- ・故障・事故の発生を、可能な限り防止するため、日常の適切な点検・整備、作業手順や様々な防止策の遵守を励行するとともに、それらのマニュアルについても不断の努力で改善に努める。
- ・関係者を含め、発生時における対応マニュアル（行動計画、連絡・協力体制等）を整備するとともに、基本的な対応について、3港の共通化を図る。
- ・人命被害の最小化と、速やかな港湾機能の回復に向け、迅速かつ適切に対応できるよう、港湾関係者をはじめとする関係機関を交え、あらかじめ様々な故障・事故を想定した対応について、定期的な訓練の開催等により対応マニュアルの周知徹底等を図る。

イ) 復旧に必要な予備品の備蓄及び流通備蓄の検討

- ・復旧に必要な予備品を広域的に効率よく配置し、備蓄量や種類について共有を図ることで、備蓄量を削減し、効率的な備蓄を進めるとともに、流通備蓄の活用についても検討する。
- ・荷役機能の確保のため、機械部品の規格化を図る。

ウ) 事故調査委員会（仮）の常設化

- ・重大な事故の発生時に、原因の究明・対策を迅速かつ公正に検討できるよう、即時に設置できるシステムを整備する。

【事後の対応】

ア) 情報収集・関係者間の情報共有

- ・故障・事故の状況等について、情報収集すると共に、関係者間で情報共有を行う。特に、重大な故障・事故等に関しては、速やかに危機管理部と連携するとともに公表する。
- ・港湾管理者は、共同化したポータルサイト等を活用し、3港関係者へ被害状況・復旧見通しを随時提供する。（工事・故障・事故等により施設の使用が出来なくなった場合）

イ) 応急対策の実施

- ・可能な限り港湾の利用が可能となるよう、応急対策を実施する。
- ・加害事故や人身事故の場合は、被害者及びその関係者に対し、誠意を持って適切な対応に努める。

ウ) 故障・事故の原因の究明、対策（再発防止策、復旧計画等）の検討と実施

- ・故障・事故原因の究明を行い、関係者間で改善策等を共有するとともに、実践を徹底していく。特に、重大な故障・事故等の場合は、速やかに事故調査委員会（仮）を立ち上げ、徹底的に原因究明を図るとともに、再発防止策についても検討を進める。
- ・事故原因の究明結果や事故後の対応を検証し、対応マニュアル等に反映させる。
- ・本格的な機能回復に向けて、復旧計画を策定し、速やかに実施する。また、信頼回復のための方策についても併せて検討・実施する。
- ・原因究明結果に基づき、必要な補償、求償、処分等を行う。

② 疫病・病原菌への対応（新型インフルエンザ等）

【事前の対応】

ア) 関係者間の連絡体制及び協力体制の確立・維持

- ・危機管理マニュアルに基づき、該当する出先事務所が検疫所と打合せを実施し、連絡体制や検疫時の協力体制を整える。

【事後の対応】

ア) 水際対策等感染防止策の実施

- ・国の対策本部等との連絡体制を密にし、情報収集に努めるとともに、関係機関への伝達に努める。
- ・入港予定等の事前情報を早期に入手するよう努める。
- ・関係者が適切な対応を取れるよう、港湾関係事業者への情報提供を行う。
- ・検疫所が検疫集約をする際に、港湾施設の使用について調整する。

イ) 感染拡大防止対策の実施

- ・県の対策本部の方針に基づき、感染拡大防止対策を実施する。

③高潮・台風への対応

【事前の対応】

ア) 港湾・海岸施設の防災機能強化

- ・台風や高潮などの風水害等の被害軽減を図るため、海岸保全施設の整備や既存水閘門の電動化、自動化などを進めるとともに、地元市町や自治会等との連携により、維持・管理体制の整備や指示系統の一元化など、防災機能強化を推進していく。

イ) 高潮・台風時の対応策の充実

- ・静岡県地域防災計画（一般対策）、静岡県交通基盤部災害対策マニュアルに従い対応していく。
- ・災害時の応急対策業務に関する協定締結の範囲を更に充実させ、迅速な災害復旧対策に備える。

【事後の対応】

ア) 情報収集・関係者間の情報共有

- ・台風などの異常気象発生後は、港湾施設、海岸保全施設のパトロールを実施し、異常の有無を確認すると共に、関係者間で情報共有を行う。

イ) 応急対策の実施

- ・港湾施設等の利用に支障が生じた場合は、被害の拡大を抑え、可能な限り港湾の利用が可能となるよう、応急対策を実施する。あわせて、進捗について、関係者間の情報の共有化を図る。
- ・港湾施設等に異常が発生した場合は、施設の安全性を確認し、可能な限り港湾の利用が可能となるよう、応急対策を実施する。あわせて、進捗について、関係者間の情報の共有化を図る。

ウ) 復旧計画の策定・実施

- ・被災規模の把握、復旧工法の検討など、本格的な機能回復に向けて、復旧計画を策定し、速やかに実施する。あわせて、進捗について、関係者間の情報の共有化を図る。

④地震・津波への対応

基本的には、静岡県地域防災計画、静岡県交通基盤部災害対策マニュアル、地震災害対策マニュアル等に基づき対応していく。しかしながら、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による被害が未曾有のものであったことから、今後、それらの詳細かつ正確な分析や、対策と対応についての検証に基づき、国や危機管理部等と連携しながら、大規模地震・津波対策の見直しを進め、近い将来発生が予想されている東海地震等に備えていく。

【事前の対応】

ア) 港湾・海岸施設の耐震機能強化

- ・近い将来発生が予想される東海地震等の大規模地震から、県民の生命・財産を守るため、緊急輸送港湾施設や海岸保全施設の施設整備等を推進していく。

イ) 地震・津波発生時の対応策の充実（減災対策の実施、マニュアルの作成等）

- ・地震・津波対策としては、海岸保全施設等の整備を進めるとともに、基本的には、県が作成している次の計画に従い対応していく。

※地震対策アクションプログラム 2006

※静岡県地域防災計画（地震対策）

※静岡県交通基盤部災害対策マニュアル

※地震災害対策マニュアル

（清水港、田子の浦港、御前崎港、沼津港、熱海港、下田港）

※災害時の応急対策業務に関する協定

※清水港新興津コンテナターミナル地震災害復旧プログラム

- ・なお、津波対策に関しては、今回の東北地方太平洋沖地震の状況を踏まえ、その対策を海岸保全事業のあり方を含めて抜本的に見直す必要がある。特に、人命を第一に考えると、避難方法の確立や避難施設の充実など、避難対策の再検討をはじめ、コンテナ・船舶等の漂流物の流出防止策などの減災対策の推進が喫緊の課題であり、早急に検討を進め、ソフト・ハード両面においてできるものから必要な方策を進めていく。

ウ) 復旧に必要な予備品の備蓄及び流通備蓄の検討

- ・復旧に必要な予備品を広域的に効率よく配置し、備蓄量や種類について共有を図ることで、備蓄量を削減し、効率的な備蓄を進める。
- ・荷役機能の確保のため、機械部品の規格化を図る。
- ・流通備蓄の活用について検討する。

【事後の対応】

ア) 被害防止・軽減のための対策の実施

- ・緊急地震速報の伝達。
- ・地震発生時には、港湾及び海岸背後への津波による被害を軽減するため、水閘門の閉鎖を行う。

イ) 情報収集・関係者間の情報共有

- ・津波注意報解除後には、耐震強化岸壁を中心とした、港湾施設の被災調査を実施し、情報収集すると共に、関係者間で情報共有を行う。

ウ) 緊急輸送ルートの確保（応急対策の実施）

- ・必要に応じ応急対策を実施し、泊地、航路、岸壁・埠頭用地などの荷役作業に必要なスペース・緊急輸送路を結ぶ緊急輸送ルートの確保に努める。

エ) 港湾機能の早期回復

- ・港湾においては、緊急対応と同時に、港湾物流機能の早期回復を目指した復旧計画の策定、実施を行う。（清水港、田子の浦港、御前崎港港湾 BCP の策定）

⑤有事の対応(テロ対策)

【事前の対応】

ア) 保安対策の実施

- ・港湾別（清水港、田子の浦港、御前崎港の3港）、地区別（埠頭、水域ごとの合計19区域）に各々対策を実施しているが、広域的な事案に対応するため、港湾間、地区間を連携した訓練を検討していく。

イ) 保安規程の履行

- ・関係行政機関や港湾利用者団体等と保安対策の協力関係を構築し、国際港湾における各行政機関における連携による保安の向上・入出管理の強化を図るため、各港湾に保安対策協議会及び保安対策委員会を開催し、情報の交換や連絡・協力体制を整えているが、重要な事項については、他の2港との関係者間で情報共有を行う。

【事後の対応】

ア) 緊急事態への対処

- ・緊急事態（不審者の発見、危害行為等が発生する恐れがある又は発生した場合）には、保安規程の規定による事態別対応手順に基づき、保安管理者の指示により、以下の対応を実施し、情報収集するとともに、他の2港との関係者間で情報共有を行う。

(ア) 緊急避難及び避難誘導、港内作業等への注意喚起

(イ) 着岸中の本船、代理店、周辺施設への通報

(ウ) 本施設の一時閉鎖、立入禁止措置、荷役作業の中止

(エ) 不審者、不審物の監視、状況の記録等

イ) 静岡県国民保護計画等に基づく対応

- ・静岡県国民保護計画並びに静岡県国民保護対策本部及び静岡県緊急対処事態対策本部条例等に基づき、適切に対応する。

ウ) 港湾機能の早期回復

- ・状況に応じ、適切に対応する。

⑥ 港湾BCPの策定

ア) 関係者の体制整備によるBCPの実効性の確保

- ・リスク分析や被害想定に関する詳細な検討を進め、防災機能を強化することにより、港湾施設や港湾物流に係る従事者の被害を減らし港湾BCPの立上りの底上げを行う。

イ) 清水港、田子の浦港、御前崎港の港湾BCPの策定

- ・短期では清水港、田子の浦港、御前崎港の港毎の『港湾BCP』の作成を行う。

(5) 短・中期的に取り組むべき施策

① 清水港、田子の浦港、御前崎港3港連携したBCPの策定

ア) 様々な災害規模に応じた対策の整理

- ・3港の連携したBCPを策定するにあたり、リスク分析や被害想定に関する詳細な検討を進める。

イ) 駿河湾港のBCPの策定

- ・大規模災害時の緊急対応(応急復旧)及び背後企業活動の早期回復力を底上げするため、港湾関係者の連携を含めた3港の相互補完による『駿河湾港としてのBCP』を作成する。

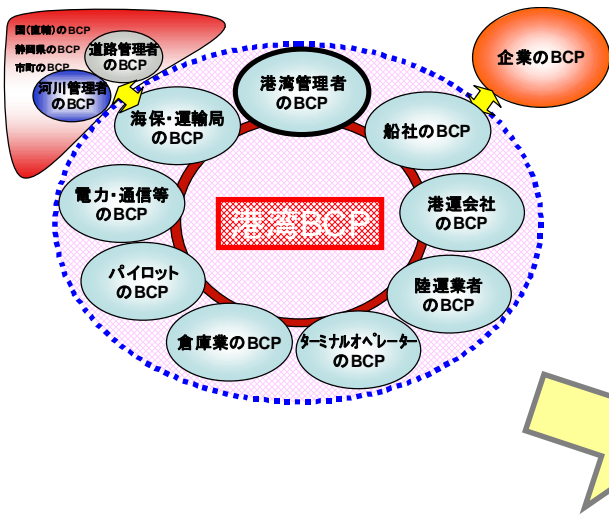
(4) 中・長期的に取り組むべき施策

① 巨大災害を想定した港湾施設の防護対策の更なる充実

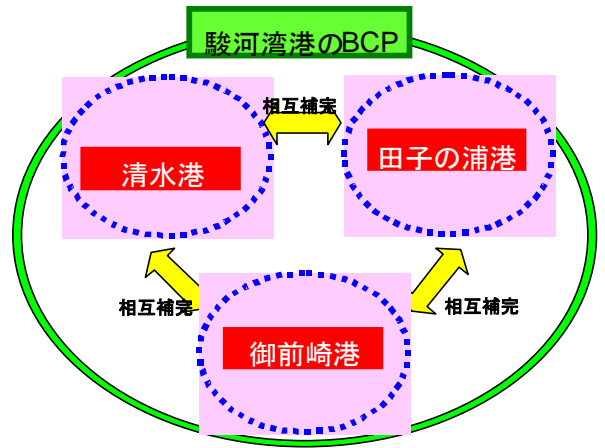
- ・近い将来発生が予測されている東海地震に対する津波対策については、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による被害と対応についての検証に基づき、防護対策の計画や設計を進めていく中で、一層、今後大規模・広域災害に備えるための対策課題を危機管理部と連携を図りながら検討していく。

(港湾BCP策定イメージ)

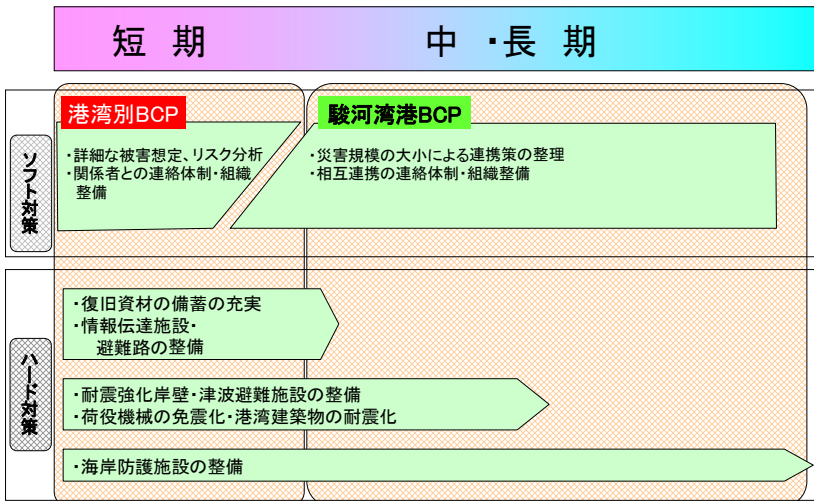
個別港湾のBCPの策定イメージ (短期)



3港が連携したBCPの策定イメージ (中期)



(危機管理の進め方)



(港湾BCP効果のイメージ)

